

栗石町出産・子育て応援給付金

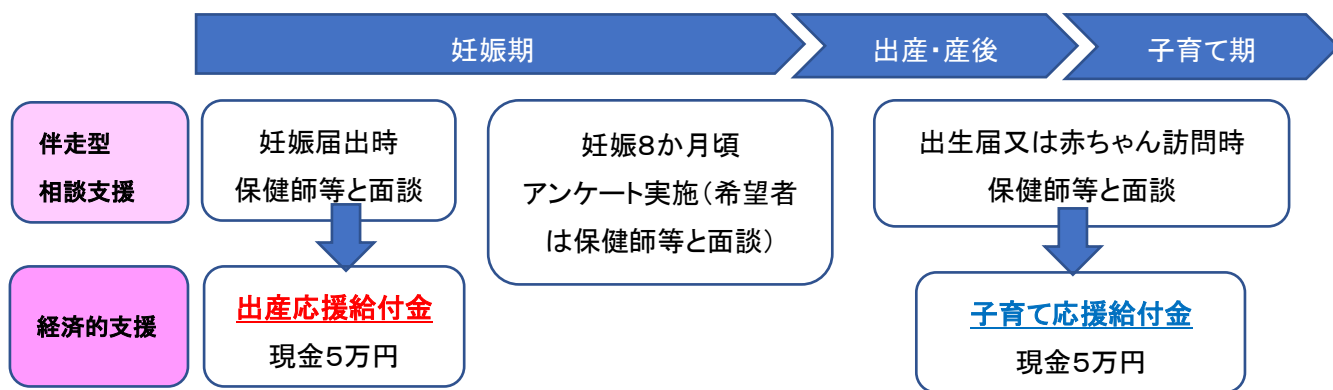
(国の出産・子育て応援給付金)



すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援(伴走型相談支援)と、経済的支援を一体的に行います。

妊娠届出時の妊婦相談や、出産後の赤ちゃん訪問で保健師が面談を行い、申請書をお渡しします。

1 事業の流れ



2 対象となる方及び手続き方法

給付金の種類	栗石町出産・子育て応援給付金	
	出産応援給付金 (妊婦1人につき5万円)	子育て応援給付金 (新生児1人につき5万円)
令和5年4月1日以降に出産した方(令和5年3月31日時点で妊娠届を提出済みの方)	令和5年4月上旬にアンケートと申請書を郵送します	出産後の赤ちゃん訪問時に保健師が申請書をお渡しします
令和5年4月1日以降に妊娠届を提出する町内在住の方	妊娠届出時に申請書をお渡しします	

※**出産応援給付金**は、妊娠届出時の面談を受けた母親が申請できます。

※**子育て応援給付金**は、原則として、新生児と同居する母親または父親のどちらかが申請できます。(重複申請はできません)

3 給付金の給付方法

申請時に指定された口座に振り込みします。

裏面もご覧ください

よくある質問



Q. ①対象者の所得制限はありますか。

A. 所得制限はありません。

Q. ②妊娠中に町外から転入した場合や出産後に転入した場合でも申請はできますか。

A. 令和4年4月1日以降に出産した方、または妊娠届を提出した方で、申請日時点で雫石町に住民登録があれば可能です。
ただし、転入前の自治体で交付申請済みの場合は雫石町では申請できません。

Q. ③**出産応援給付金**の申請は、父親または母親のどちらが行いますか。

A. 出産応援給付金は、妊娠届出時の面談を受けた母親が申請してください。

Q. ④雫石町に住所がありますが、里帰り出産のため、雫石町で赤ちゃん訪問を受けることができません。

A. 里帰り先で同様の訪問を受けることができます。里帰り先の自治体に依頼しますので、あらかじめご相談ください。給付金は雫石町へ申請してください。

Q. ⑤**子育て応援給付金**の申請は、父親または母親のどちらが行いますか。

A. 子育て応援給付金は、子どもを養育する方が申請できますので、父・母どちらかが申請してください。ただし、重複して申請することはできません。

Q. ⑥申請後、どれくらいの期間で給付されますか。

A. 申請内容に不備がなければ、申請を受理してから約4週間～6週間後に振り込みになります。

お問い合わせ先 雫石町役場 健康子育て課
平日 8時30分から17時まで
電話 692-2777(訪問や面談に関すること)
601-5428(給付金に関すること)

(R5.4 作成 窓口・訪問用)